

鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

- 0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）
- 1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化
- 4. 最近のトピック & 情報提供

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による **自然生態系への影響**及び**農林水産業被害**が深刻化
- **狩猟者の減少・高齢化等**により鳥獣捕獲の担い手が減少

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、**法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える（第1条）。**これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する（第2条）。

【定義】

生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
鳥獣の保護：その**生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること**
鳥獣の管理：その**生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること**

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「**鳥獣保護管理事業計画**」に改める（第4条）。また、**特に保護すべき鳥獣のための計画**と、**特に管理すべき鳥獣のための計画**を以下のとおり位置づける（第7条及び第7条の2）。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

※希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、**都道府県又は国が捕獲等をする事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することができることとする。**当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②**一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和**を行う。

（第14条の2）

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が**一定の基準に適合**していることについて、**都道府県知事の認定**を受けることができることとする（第18条の2から第18条の10）。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、**住居集合地域等**において**麻醉銃による鳥獣の捕獲等**ができることとする（第38条の2）。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（20歳以上→18歳以上）（第40条）等

※ 平成27年5月29日（一部は公布日施行）

2－2. 題名、目的等の改正（第1条・第2条）

【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

【目的（第1条）】

この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

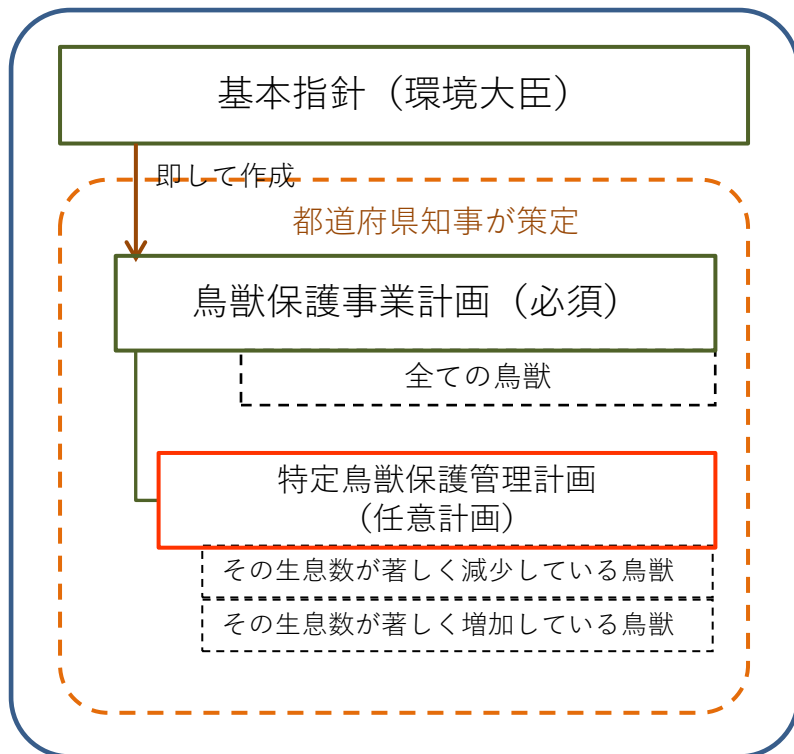
【定義（第2条）】

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

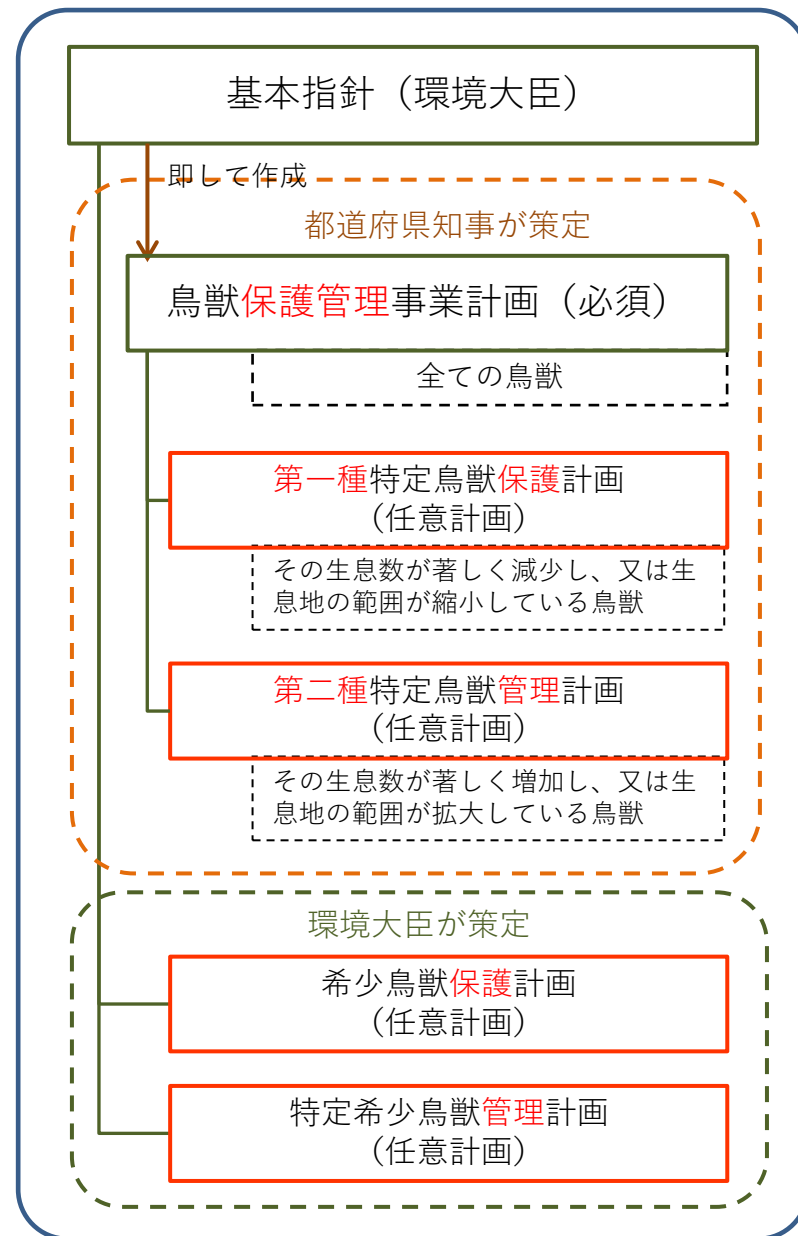
- 鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
- 鳥獣の管理：その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2-3. 施策体系の整理（第3条、第4条、第7条～第7条の4）

【改正前】

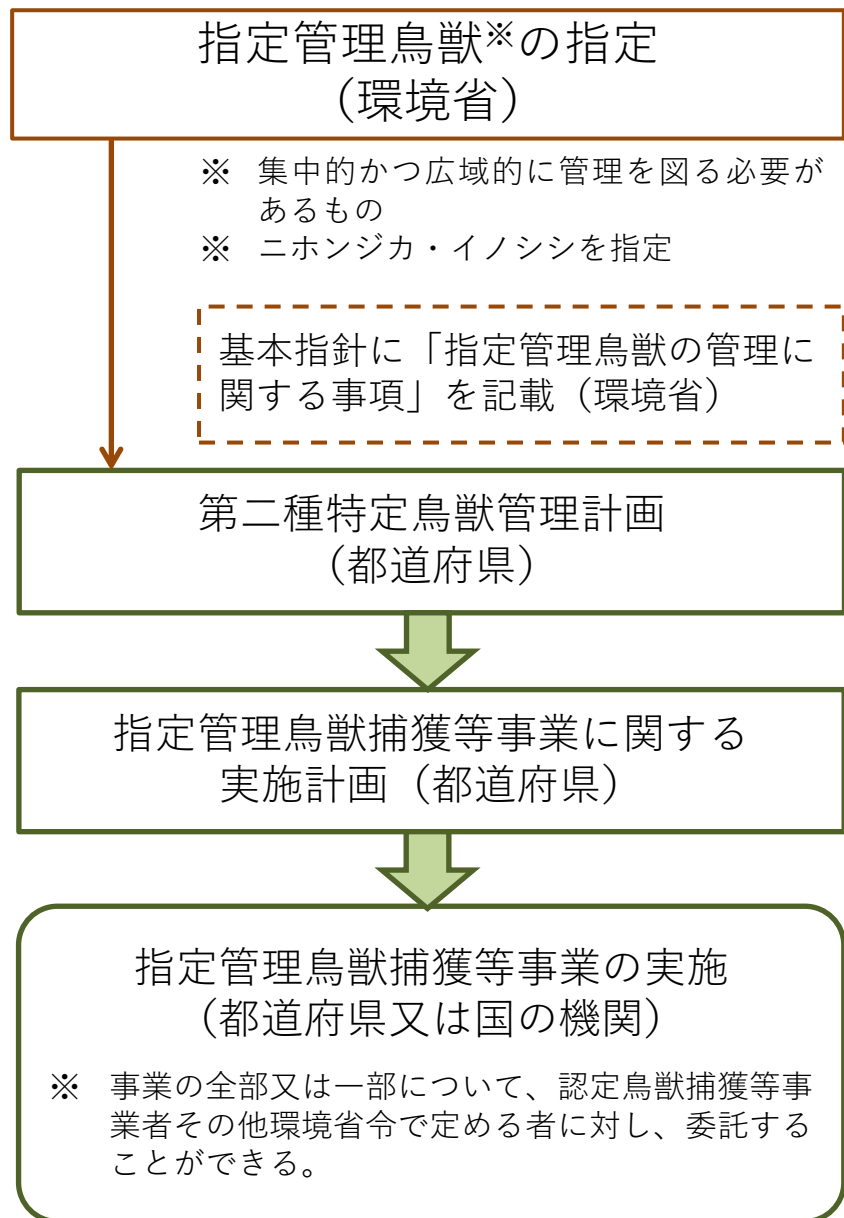


【改正後】



2-4. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設（第14条の2）

【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】



指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- **捕獲等**の禁止（法第8条）を適用しない。
- **鳥獣の放置**の禁止（法第18条）を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- **夜間銃猟**の禁止（法第38条第1項）を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

2-5. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業
を実施する者（法人）

申請

都道府県知事

【認定の基準】

- ① 安全管理を図るための体制が基準に適合
- ② 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
- ③ 従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
- ④ 従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
- ⑤ その他事業実施のために必要な基準に適合

※ 夜間銃猟をしない場合は②を除く。

※ 基準の詳細は環境省令で規定。

基準に適合

認定（有効期間3年）

認定鳥獣捕獲等事業者

認定の効果

<法令上の効果>

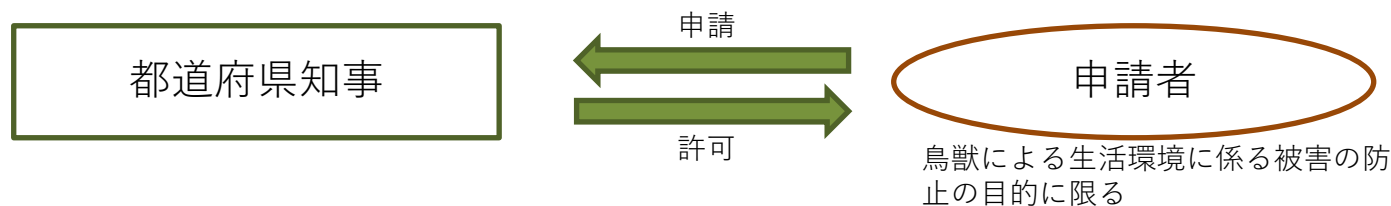
- ❑ 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となる（全ての基準を満たした事業者に限る）
- ❑ 名称使用制限（認定鳥獣捕獲等事業者の一定の質の確保）
- ❑ 従事者の適性試験の免除
- ❑ 捕獲等許可の際の従事者証の発行対象（法人として許可の対象となる）
- ❑ 銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象となる
- ❑ 鳥獣の管理に係る目的の捕獲に従事した捕獲従事者は狩猟税を免除

<その他の効果>

- ❑ 安全性・効率性の高い捕獲従事者の安定的確保
- ❑ 都道府県等が事業を委託する際の審査の効率化等

① 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可（第38条・第38条の2）

都道府県知事の許可を受けた者は、生活環境に係る被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等ができることとする。



② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（第40条）

狩猟免許のうち、網猟免許及びわな猟免許については、欠格事由を「20才に満たない者」から「18才に満たない者」に引き下げる。

③ 公務所等への照会規定の追加（第75条の2）

この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとする。

（狩猟免許の欠格事由等に係る情報提供を求めるための法的根拠を整備するもの。）

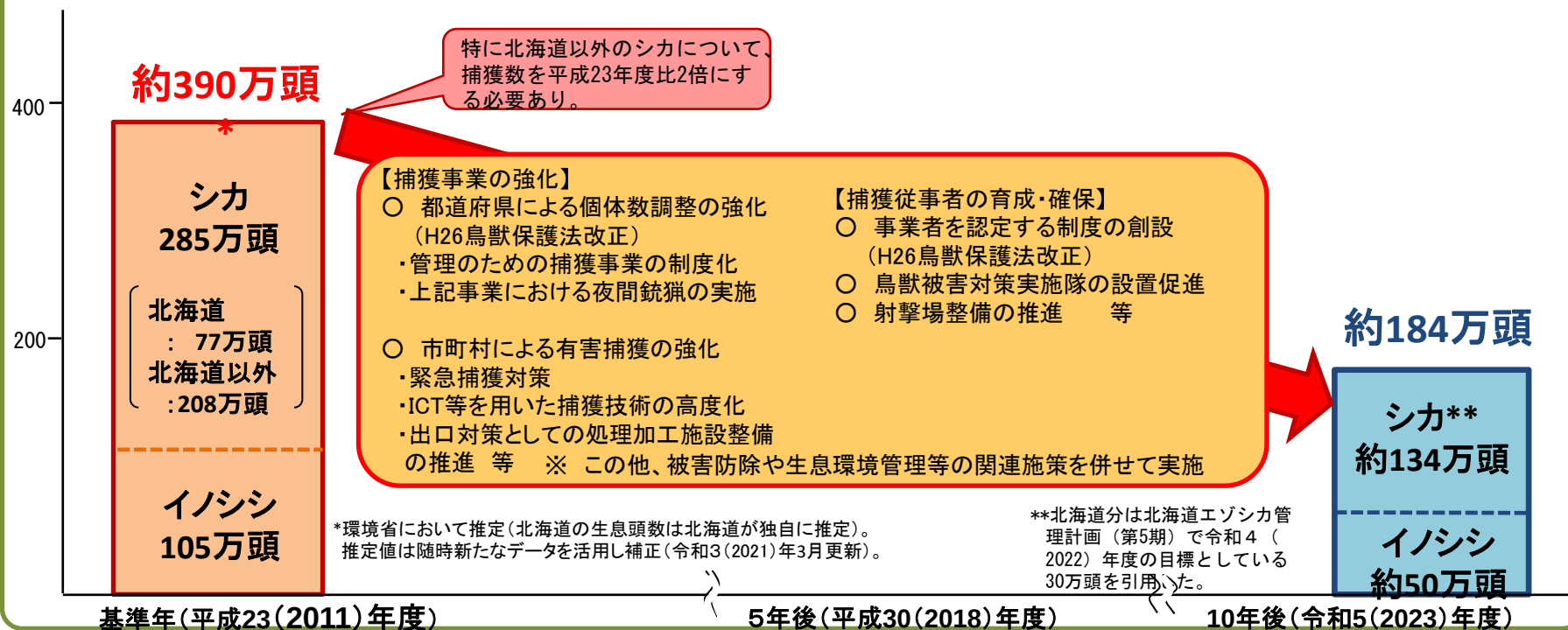
2-7. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策

【抜本的な鳥獣捕獲強化対策 イメージ】

シカ・イノシシ
生息頭数(万)

当面の捕獲目標

シカ・イノシシの生息頭数を10年後までに半減



主に以下の3つの捕獲活動を連携し、総合的に推進することで、鳥獣管理対策のより一層の強化

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金(環境省)による捕獲 鳥獣保護管理法に基づく都道府県が行う指定管理鳥獣(ニホンシカ、イノシシ)捕獲事業を支援

鳥獣被害防止総合対策交付金(農林水産省)による捕獲 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村が中心となった地域ぐるみで行う柵の設置や追払活動、捕獲活動等を支援

狩猟による捕獲
狩猟者による捕獲(※狩猟税の減免措置、鳥獣法の改正による取得年齢の引き下げ等で支援)

鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

- 0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）
- 1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化
- 4. 最近のトピック & 情報提供

3 - 1. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化

鳥獣の捕獲等の管理の強化

従来の野生鳥獣の管理

- ・ 都道府県において狩猟の規制を一部解除
- ・ 市町村を中心とした、鳥獣の捕獲等の農作物被害対策



深刻な被害を及ぼしている鳥獣について**積極的な管理**に転換

都道府県や国による指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲事業の導入

- ・ 都道府県事業による広域的、計画的な個体群管理の実施
（夜間銃猟や個体の放置も計画に位置づけ限定的に解除）
- ・ 国による都道府県への財政的支援の導入
（指定管理鳥獣捕獲等事業交付金制度の創設）

3 - 2. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

- 指定管理鳥獣であるニホンジカ及びイノシシの個体数を半減させる目標の達成及び豚熱（CSF）ウイルスの拡散防止を目的とした野生イノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ及びイノシシの捕獲事業等を交付金により支援。

交付対象事業	事業実施主体	交付割合
①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業	都道府県、協議会	・ 都道府県は事業費5,000千円を上限とする ・ 定額補助、協議会は事業費10,000千円を上限とする定額補助（いずれも定額を超える事業費分は1/2以内）
②指定管理鳥獣捕獲等事業	都道府県	・ 事業費の1/2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある都道府県、またはCSF（豚熱）の発生が確認された都道府県については事業費の2/3以内）
③効果的捕獲促進事業	都道府県、協議会	・ 事業費10,000千円を上限とする定額補助 （1）効果的捕獲モデル・技術開発タイプ （2）市町村連携タイプ （3）広域連携タイプ
④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	都道府県、協議会	・ 事業費2,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑤ジビエ利用を考慮した狩猟者の育成	都道府県	・ 事業費2,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援	都道府県	（1）ジビエ利用を目的とした狩猟捕獲経費支援 ・ 1頭9千円上限とする定額補助（シカ・イノシシ各2頭目から支払い） ・ 1処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額補助 （2）捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助 ・ 1頭8千円（予定）上限とする定額（シカ・イノシシ各1頭目から支払い） ・ 処分施設等における捕獲個体の処分に要する経費（定額）

3 - 3. 各計画の策定状況

令和4年11月4日現在

計画の名称		策定都道府県数
鳥獣保護管理事業計画 (※ 都道府県の鳥獣行政の基本的な計画(5年計画))		47都道府県
第二種特定鳥獣管理計画 (※ 生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について、特に鳥獣の管理を図るための計画(3～5年計画))	ニホンジカ	45都道府県
	イノシシ	45府県
	ニホンザル	28府県
	ツキノワグマ	20道府県
	ニホンカモシカ	8県
	カワウ	7県
	ゴマフアザラシ	1道
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画(令和4年度) (※ 第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための実施計画(1年計画))	ニホンジカ	39都道府県、1協議会
	イノシシ	23県、1協議会

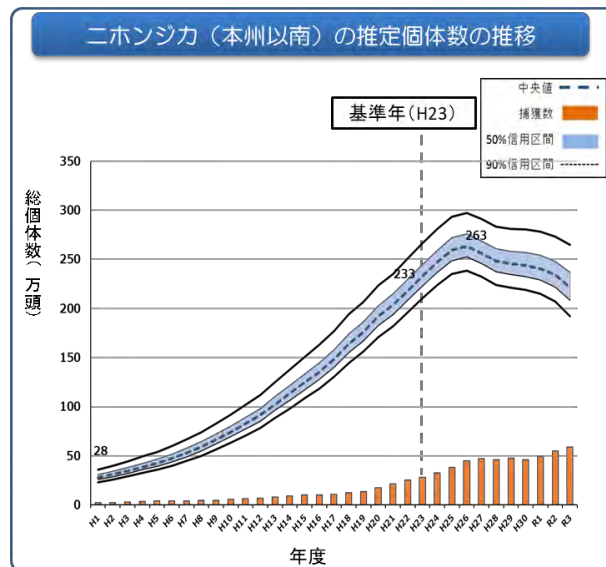
注:ツキノワグマは、第一種特定鳥獣保護計画を2県で策定済み

3 - 4. 科学的・計画的な鳥獣保護管理の推進

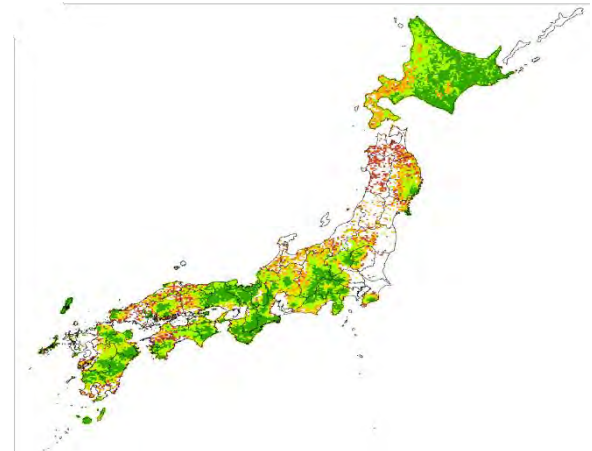
科学的な基盤の整備

- ニホンジカ、イノシシの全国レベルの個体数推定、将来予測(毎年)
- ニホンジカの全国の生息密度分布図作成(平成27年実施。その後、令和4年度全国実施予定)
- ニホンジカ、イノシシの全国生息分布拡大状況調査(令和3年3月公表)
- ニホンジカの都道府県別の個体数推定実施(30都道府県)

ニホンジカの個体数推定



ニホンジカの
密度分布図



3－5．鳥獣保護管理の捕獲の担い手の確保・育成

狩猟者、捕獲者の育成

- 狩猟の社会的意義や魅力を伝える普及啓発やイベント実施（環境省、都道府県）

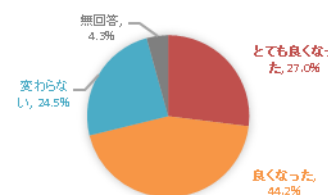
※環境省が実施した捕獲の担い手のきっかけをつくる「狩猟フォーラム」

では、令和元年末までに33都道府県37会場で開催し、計9,273人(1会場平均250人)が参加。

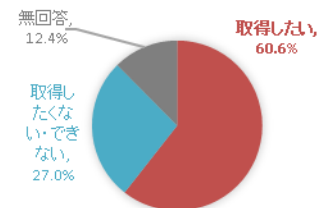
※令和5年度は初めてオンラインで開催。

→フォーラムが狩猟のイメージ向上、免許取得への意欲向上につながり、狩猟免許受験者の増加にも寄与

フォーラム参加後の狩猟のイメージ



フォーラム参加後の免許取得希望



狩猟者、捕獲者の負担軽減

- 公的な捕獲を担う狩猟者の狩猟税を免除

※平成27年度より狩猟者登録者の6割以上となる有害鳥獣捕

獲従事者へ措置が適用され、経済的負担を軽減

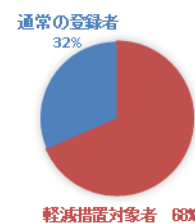
（現在の措置は平成31年4月～令和6年3月末まで。

R6年度以降の延長要望を予定）

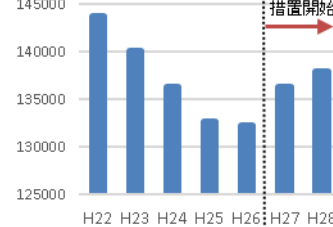
→減少傾向にあった狩猟者登録者数の下げ止め、回復傾向に寄与

- 都道府県等における狩猟者の負担補助制度

狩猟税の軽減措置状況



狩猟者登録者数



狩猟の拡大、推進

- 都道府県の狩猟による捕獲経費支援を実施（環境省、R3～）
- わな猟・網猟の免許取得年齢を18歳以上に引き下げ（環境省、H27～）

3－6．専門人材の確保・育成

専門的人材の育成

○特定鳥獣に係る地方公共団体職員の研修

○認定鳥獣捕獲等事業者講習会

○鳥獣保護管理に係る人材登録事業（のべ171名）

- ・鳥獣保護管理プランナー：鳥獣保護管理の計画作りの専門家
- ・鳥獣保護管理捕獲コーディネーター：被害防除を含む捕獲指導
- ・鳥獣保護管理調査コーディネーター：調査を行う専門家

→民間の資格制度との連携、交付金事業での活用

→登録者の活用促進事業を実施

（登録者を研修等に招へいする際の謝金・旅費を支援）

○都道府県における専門的職員の配置状況（毎年公表 R4,4時点）

- ・専門的職員を配置している都道府県数 37 / 47（79%）
- ・1都道府県当たりの専門的職員の平均配置数 3.7人

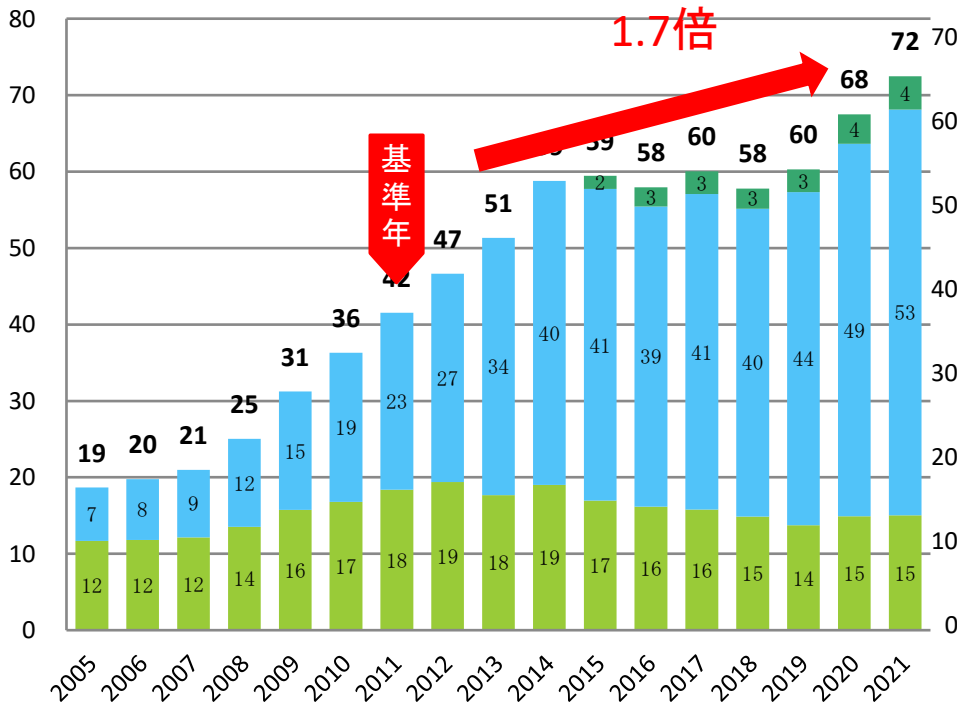
3-7. ニホンジカ・イノシシの捕獲状況

- ニホンジカの捕獲頭数は、近年60万頭前後で推移し、2011年から約1.7倍。2021年は過去最高を記録。
- イノシシの捕獲頭数は、2011年から約1.7倍。これまでの捕獲の取組や豚熱の影響により生息頭数が減少してきていると考えられ、2021年には捕獲頭数が大きく減少。
- 捕獲頭数に占める有害捕獲・個体数調整の割合は15年で約1/3から約3/4に増加

ニホンジカ・イノシシの捕獲数（捕獲種別）

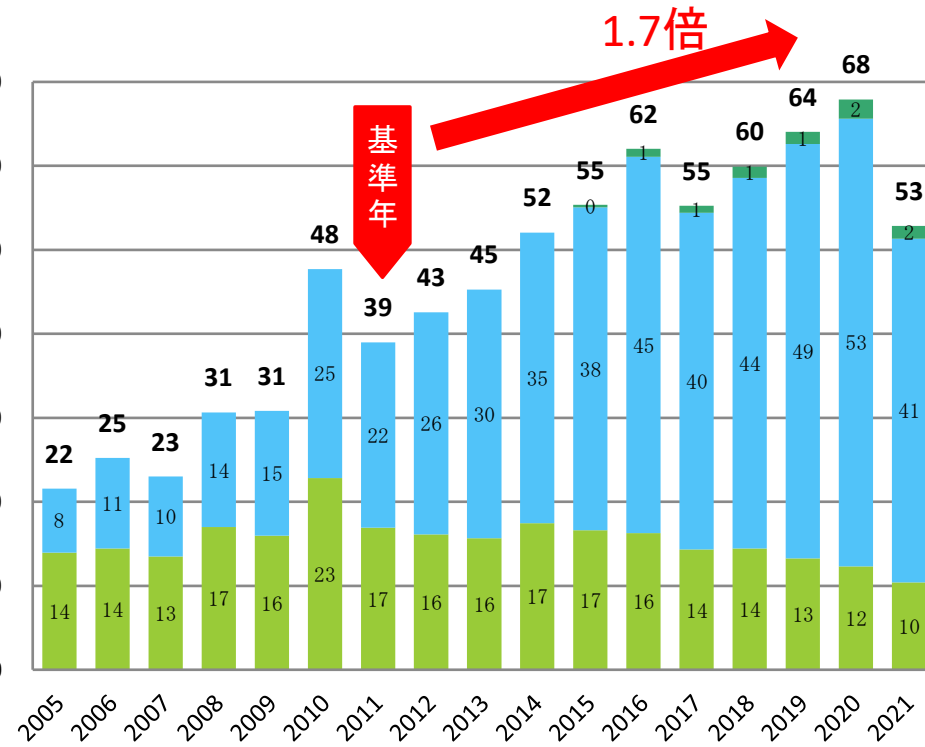
（万頭）

ニホンジカ



（万頭）

イノシシ



■ 狩猟 ■ 許可(被害防止・数の調整) ■ 指定管理鳥獣捕獲等事業

鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

- 0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）
- 1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化
- 4. 最近のトピック & 情報提供

4 - 1. 基本指針の見直し①（狩猟鳥獣の変更）

○ 鳥獣保護管理法上の「狩猟鳥獣」の定義

「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう

○ 基本指針上の「狩猟鳥獣」の定義

以下の1)及び2)の選定の考え方にに基づき、環境省令で定めるものとする。

- 1) 地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ、狩猟の対象となり得ると認められるもの。
- 2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が、次の①～③のいずれの観点でも著しい影響を及ぼさないもの。

① 当該鳥獣の保護の観点

② 生物多様性の確保の観点

③ 社会的・経済的な観点

この際、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業又は生態系等に係る被害の程度の側面等を踏まえ、総合的に検討する。なお、外来鳥獣については、当該鳥獣が狩猟の対象となることによる当該鳥獣の計画的な管理の有無等についても考慮する。国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、対象となる鳥獣の見直しを行う。

5年に1回(R4)の見直し

基本指針の見直しを踏まえ、狩猟鳥獣の生息状況の変化等に基づいて、狩猟鳥獣の指定・解除、狩猟に係る規制の見直しを実施。

→ゴイサギ、バンの指定を解除。

4 - 2. 基本指針の見直し②（市街地出没への対応）

- クマ類、イノシシ、ニホンジカ等の市街地出没の深刻化
 - 鳥獣の生息分布の拡大
 - 過疎化などによる人間活動の低下（都市周辺部の自然環境の回復も）

令和3年10月告示の改訂した**基本指針**では、以下の趣旨を記述。

○ 人と鳥獣のすみわけ、ゾーニング管理

- ・市街地に出没させないための環境管理
 - 放置された廃棄農作物、果樹、ごみ等の適正な管理
 - 緩衝地帯、移動経路となる河川などにおける刈り払い 等

○ 市街地出没時の迅速な対応

- ・行政機関による出没時の対応方針の決定
- ・人員の配置や連絡体制の整備

出没抑制、出没時の人材、組織の育成が重要

4－3．基本指針の見直し③（錯誤捕獲の防止）

○ 意図しない鳥獣種の捕獲－錯誤捕獲－の防止

- 近年の捕獲対策の強化によりわな使用に伴う錯誤捕獲の増加
- 捕獲の非対象種の保護の観点からも重要
- 原則、放獣することが必要であるが、クマ類、カモシカ等の放獣には高度な技術、体制が必要

令和3年10月告示の改訂した基本指針では、以下の趣旨を記述。

○ 錯誤捕獲の実態の把握

捕獲事業において錯誤捕獲される鳥獣の種類、数、わなの使用状況等の情報の収集

○ 猟具の規制の見直し、捕獲技術の向上

- ・くくりわな規制（内径の最大長の直線に直角に交わる内径が12cm）の見直しの検討
- ・餌による誘引方法の工夫、設置場所の変更 等

○ 錯誤捕獲した場合の放獣体制の整備

クマ類やカモシカの生息地では、放獣体制の整備や放獣場所の調整が必要

4-4. 情報提供（鳥獣保護管理の専門家の活用支援）

地方公共団体、農業・林業団体など、鳥獣対策でお困りのみなさま

野生鳥獣対策の専門家派遣を支援します！

環境省「鳥獣プロデータバンク活用促進事業」のご案内

環境省では、鳥獣保護管理に関する専門的な知識や経験を有する**専門家**を「鳥獣プロデータバンク」に登録し、地方公共団体等に紹介する取組を実施しています。「鳥獣プロデータバンク活用促進事業」では、地方公共団体等の皆様が、専門家の方々を研修や技術指導等の活動へお招きするための**謝金や旅費相当額を支援します**。

※ 利用方法や留意点は裏面をご参照ください。

鳥獣プロデータバンクの専門家ができること

鳥獣プロデータバンクには、野生鳥獣の保護管理を専門とする大学、民間企業、地方自治体の職員等が役割に応じた3つの区分で登録されており、鳥獣対策の様々な指導・助言を行います。

分野	鳥獣保護管理 プランナー	鳥獣保護管理 捕獲コーディネーター	鳥獣保護管理 調査コーディネーター
主な役割	行政機関の計画策定の 助言	捕獲・被害防止対策の 指導	モニタリング調査等の 実施・指導

裏面において登録されている専門家の活動を一部紹介！

こんな悩みの解決に役立ちます

例えば...

- ・イノシシの農作物被害防止のためのアドバイスをもらいたいが、**誰に講師を頼めばよいかわからない。**
- ・行政担当者向けの鳥獣保護管理研修を開きたいが、**ニホンジカの管理に詳しい専門家が見つからない。**

プロデータ
バンク事務局へ
相談し、
専門家を招聘

地域の課題・鳥獣種等に応じた専門家による現地指導・研修を実現



問い合わせ

鳥獣保護管理に係る人材登録事業運営事務局（一般財団法人自然環境研究センター内）
〒130-8606 東京都墨田区江東橋3-3-7
TEL 03(6659)6339 MAIL chojujinzai@jwrc.or.jp
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html>

地域住民に
向けて

登録者の活動紹介

ハンターに
向けて

● 調査コーディネーターのDさん

市民に向けた
イノシシ被害対策講演会



有害鳥獣捕獲班員としての活動を通じて感じたことを踏まえ、被害対策の知識向上、被害軽減につながるような講演を行った。

● プランナーのAさん

地域住民が主体となって
取り組んだツキノワグマ対策



出沒対策としてカキの木の伐採を行い効果を県に報告した結果、新たに県の予算化が進み、他地区への取組波及に繋がった。

● 捕獲コーディネーターのUさん

イノシシの分布拡大最前線地域における捕獲技術指導



簡易電気殺処分器の作成実習、捕獲技術研修を行い、捕獲の担い手の技術の向上や組織の育成を行った。

● 調査コーディネーターのNさん

目撃・被害情報と痕跡調査を
組み合わせ、効率的な捕獲を実施



住民からのイノシシ通報と詳細な痕跡調査を組み合わせた結果から、わなの種類や捕獲場所を選定し、高い捕獲成功率を実現。

利用方法 利用者（地方公共団体、農業・林業団体等）の利用手順

- STEP1 「鳥獣プロデータバンク」で登録されている専門家を検索
又は 事務局に電話・メールで相談
- STEP2 『利用申請書』を事務局に提出
- STEP3 事務局からの連絡を受け、専門家へ依頼
- STEP4 専門家と活動内容（研修、技術指導等）を調整し、活動を実施
- STEP5 『活動報告書』を事務局に提出

※ 事務局で活動報告書の提出を確認後、事務局から登録されている専門家へ謝金と旅費相当額を支払います。
※ 謝金は7,000円/時間（上限4時間分）、旅費相当額は上限27,140円を支援します。
※ 令和5年度登録者活用促進事業を活用した支払人数については、のべ10名を上限とします（先着順）。
※ 詳細は手順書をご確認ください。

手引き・申請書は「鳥獣プロデータバンク」webサイトで入手できます。➡



HPにおいてその他登録されている専門家の『活動レポート』も掲載中！

4 - 5. 情報提供（狩猟等事故防止映像）

事故につながる 分岐点



- ① 第1章「誤射はなぜ起きた？（収録時間11分）」 URL: <https://youtu.be/fY4NsRx2tp4>
銃猟において人を野生鳥獣と間違えてしまう「誤射」に関する事故事例を参考に、どうしてこのような事故が起こったのかを解説。
- ② 第2章「増えるわな猟の事故（収録時間7分40秒）」 URL: <https://youtu.be/Xsnr9vUVoTs>
近年、免許取得者が増加している「わな猟」における事故事例を参考に、わなにかかった野生鳥獣の逆襲による事故がどうして起こったのかを解説。
- ③ 第3章「クセをつけた心構え（収録時間13分）」 URL: <https://youtu.be/xlh6RuQFpM4>
俳優の藤岡弘、さんが静岡県猟友会の方々に同行し、狩猟を行う際に気を付けるべき心構えや所作・振舞いを紹介。